

旅館業法第8条の規定による許可の取消命令及び停止命令に関する要綱

令和7年8月1日制定

令和8年9月14日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館業法（以下「法」という。）第8条の規定により、旅館業の許可の取消し（以下「取消命令」という。）又は全部若しくは一部の停止を命ずる（以下「停止命令」という。）際の手続及び行政手続法（以下「行手法」という。）第12条第1項に規定する処分基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(処分基準)

第3条 市長は、営業者が次の各号のいずれかに該当する場合、法第8条の規定により、取消命令又は停止命令を行うことができる。

- (1) 法若しくは法に基づく命令の規定又は法に基づく処分に違反したとき。
- (2) 法第3条第2項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 営業者（法人の代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し、法第8条第2号各号に掲げる罪を犯したとき。
- (4) 法に違反し、公衆衛生上の重大な危害又は善良の風俗を害する行為を防止するため、緊急に処分を行う必要があるとき。

(停止期間)

第4条 前条の規定により旅館業を停止する期間は、原則30日間とする。ただし、違反行為の態様及び情状を考慮し、1年以内の範囲で加重し、又は軽減することができる。

(事前手続)

第5条 次条第1項に定める告知に先立ち、法第7条第1項に規定する報告徴収若しくは立入検査又はその両方（以下「立入検査等」という。）を実施し、

違反事実を把握するものとする。

- 2 前項の立入検査等において、環境衛生監視員が把握した事項について必要と認めるときは、営業者その他の関係者に対し、当該事項について確認を求めるものとする。ただし、相手方が確認を拒絶したときは、この限りでないものとし、その旨を記録するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続)

第6条 市長は、取消命令又は停止命令を行おうとするときは、行手法に基づき、あらかじめ当該処分を受ける者に対し通知を行い、意見陳述のための手続を次の各号に掲げるところにより実施するものとする。ただし、行手法第13条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 取消命令を行うときは、行手法第15条に基づく聴聞を実施する。この場合における聴聞の手続については、京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則（以下「施行規則」という。）の定めるところによる。

なお、聴聞の期日における審理は、法第9条第2項の規定に基づき、公開により行わなければならない。

- (2) 停止命令を行うときは、行手法第29条及び第30条の規定に基づき、弁明の機会の付与を行う。この場合において、当該通知については、様式1の営業停止命令処分告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
- 2 前項第1号の規定による通知（施行規則第3条に規定する第1号様式の聴聞通知書の送付をいう。）は、法第9条第1項の規定に基づき、聴聞の期日の1週間前までに行わなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による通知（営業停止命令処分告知書の送付をいう。）は、行政手続法第30条の規定に基づき、弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて行わなければならない。
- 4 聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うときは、様式3の違反調書を作成するものとする。

(処分の通知及び公表)

第7条 取消命令又は停止命令は、当該処分を受ける者に対して、様式4の営業許可の取消命令処分通知書及び様式5の営業停止命令処分通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知後速やかに、条例第23条に基づき、当該処分に係る公表を行うものとする。

(様式の修正)

第8条 様式1から様式5までについては、参考様式であり、処分の性質及び内容に応じて適宜修正を行うことができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長が定める。

附 則 (令和7年8月1日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和8年9月14日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

(様式1)

第 号
年 月 日

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

京都市長 印

営業停止命令処分告知書

旅館業法第8条の規定により、下記のとおり営業停止を命じる予定であるので行政
手続法第30条に基づき、通知します。

この処分について、弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算
して7日以内に別紙様式により弁明書を提出してください。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(処分対象施設)

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

2 不利益処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係

3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

〒 ー

京都市 区

担当

(電話 FAX)

(2) 弁明書の提出期限

本書を受け取った日の翌日から起算して7日以内

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け 第 号により告知された停止命令処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

- 1 私は、営業停止命令処分を受けることについて、特に弁明はありません。
- 2 私は、営業停止命令処分を受けることについて、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要により資料等を添付してください。】

※ 弁明がされず、又は弁明に理由がないため停止命令処分を行ったときは、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第23条の規定により、処分事実について所定の事項を公表することがあります。

(様式3)

違 反 調 書

1 営業者の氏名及び住所

(1) 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

2 営業停止命令の対象となる旅館業施設

(1) 所在地

(2) 名称等

(3) 営業の種別

(4) 許可の年月日及び番号

年 月 日 第 号

3 報告徴収、立入検査及び指導履歴

4 問題となる状況等

5 停止命令告知後の状況

(1) 弁明の内容

(2) 命令処分通知書の送付日

(3) 処分の原因の是正状況

6 その他特記事項

【本調書には、立入検査調書等関係資料の写しを添付すること。】

(様式 4)

京都市達 第 号

営業許可の取消命令処分通知書

被処分者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

上記の者に対し、旅館業法第 8 条の規定により、次の旅館業の施設について、下記のとおり営業許可の取消しを命ずる。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

記

以上

上記のとおり通知する。

年 月 日

京都市長 印

この取消命令は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 2 3 条の規定により同条に規定する事項を公表することがあります。

【処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係並びに教示事項は、裏面のとおり】

(処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式 5)

京都市達 第 号

営業停止命令処分通知書

被処分者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

上記の者に対し、旅館業法第 8 条の規定により、次の旅館業の施設について、下記のとおり営業停止を命ずる。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

記

（営業停止期間）

以上

上記のとおり通知する。

年 月 日

京都市長 印

この停止命令は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 2 3 条の規定により同条に規定する事項を公表することがあります。

【処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係並びに教示事項は、裏面のとおり】

(処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。